

発行者の管理するウェブページから参照させる情報の取扱いに関するお願い

**緊急連絡**

令和元年 8 月 6 日

義務教育教科書発行者 各位  
(編集担当部署)

一般社団法人 教科書協会  
検定専門委員会

義務教育教科書における、発行者の管理するウェブページから参照させる情報（以下ウェブ参考情報と称す）の取扱いに関するお願い

平素より当委員会の活動につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、緊急のお願いがございます。

先月末、文部科学省教科書課より、現在発行者が行っている令和2年度用小学校教科書のウェブ参考情報の取扱い（管理や修正など）について、たいへん厳しいご指摘を頂戴いたしました。

当委員会では、ウェブ参考情報は検定対象外であり、原則として発行者の責任において管理されるものであることを確認したうえで、ご指摘に対し、制度専門委員会のご協力も仰ぎ、対応について早急に協議を進めてまいりました。

昨日、下記にお示しした取扱いの見直しを行うことで、教科書課のご了承をいただくことができました。つきましては、会員発行者の共通理解の下、一丸となって取り組んでまいりたいと存じます。

各位におかれましては、ウェブ参考情報の掲載の趣旨を今一度ご確認いただくとともに、検定・採択制度の公平性の担保の観点から下記の取扱いの見直しにつきましてご理解、ご協力を賜りたく存じます。あわせて、く

発行者の管理するウェブページから参照させる情報の取扱いに関するお願い

れぐれも社内での周知の徹底をお願い申し上げます。

## 記

- ① 原則として、検定申請時までにウェブ参考情報を完成させておく。  
「完成」とは、児童生徒が支障なく安全に学習に活用できる状態をいう。
- ② もし上記①に問題点が発見されたときには、見本提出日までに修正する。修正を加えた場合には、その内容を見本提出時に教科書課に文書にて報告を行う。
- ③ 採択期間中は、ウェブ参考情報の修正は控えること、および修正予定情報の公開も控えることを各社で徹底する。

\* 高等学校教科書につきましては別途検討する予定です。

以上